



Title	北海道における地方制度の形成について(2)
Author(s)	清水, 昭典; SHIMIZU, Shyosuke
Citation	北大法学論集, 17(2), 63-86
Issue Date	1966-11-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16072">https://hdl.handle.net/2115/16072</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	17(2)_p63-86.pdf



論 説

北海道における地方制度の形成について (2)

清水 昭 典

- 一、まえがき
- 二、幕末蝦夷地の社会と統治
- 三、蝦夷統治論と国家の利益  
天明寛政期  
開港以後 (以上本誌一六卷四号)
- 四、維新政府の成立と箱館裁判所設置 (以上本号)
- 五、明治初年町村の状態と地方統治機構の形成整備
- 六、函館区会

## 維新政府の成立と箱館裁判所設置

慶応三年十一月、幕府は内外にわたる騒然たる世情裡にも、ロシア帝国の南下膨脹の触手が伸びようとしていた蝦夷地、特に北蝦夷地樺太に対する対策を放置していたわけではなかった。<sup>1)</sup>すなわち同月二十四日、幕府は東国北国筋の諸藩に対し「蝦夷地御開拓之儀ハ先年来厚御世話モ有之就中唐太島儀ハ北門枢要之地ニ付向後同島へ出稼勝手次第御差許ニ相成候ニ付土井能登守酒井銚次郎等之振合ヲ以万石以上以下トモ産業取開方有志之向々ハ見込之場所爲御任ニ相成候条得其意可被申立候猶委細之儀箱館奉行可被承合候相触候<sup>2)</sup>」と触書を達したのであった。

しかしこの一片の触書は何の効果も収めなかった。当時幕府にとっては、そのおよそ一月前(十月十四日)、薩長討幕派による討幕挙兵の密勅の公布を將軍慶喜が大政奉還を上表したことによって辛うじて阻止しえたばかりであり、慶喜がなおも公議政体の構成をはかり、諸藩連合の盟主として政治の主導権を掌握しようと画策しつつづけていた時<sup>3)</sup>であったから、このような息づまる政治的危機裡に幕府が北蝦夷地に対する対策を示し得たとしても、それは諸藩に対するアピール以上の効果を求めることが困難であったと解される。また諸藩にとっても、いちぢるしく困窮し、ほとんど破綻に類していた財政下に、莫大な支出を伴う北蝦夷開発経営をすすめる余地は乏しかったのである。

しかもこの旬日余の十二月九日には、岩倉および西郷・大久保等倒幕薩派による「事前の緻密な計画、機密の完全な保持、疾風迅雷の断行<sup>4)</sup>」とされるいわゆる倒幕クーデタが決行され、同日王政復古の大号令が発布され、政権の行方が定まらぬまま薩長討幕派と会桑を中心とする旧幕府勢力の衝突が起り、それは、年を越えて、鳥羽伏見の戦から戊辰戦争に及んでいったのであった。

そして蝦夷地対策は鳥羽伏見の戦に勝利を収めた維新政権が戊辰の内乱の渦中できりあがることとなったのである。

100

ところで、新政権を成立させたクーデタの立役者たる岩倉具視が、すでに慶応二年九月、井上石見に示した時務策<sup>(5)</sup>にみるように、かねてから「松前以北ノ土地開拓」に関心をもっていたことは前に述べた。

また岩倉の蝦夷地に対する関心の背後には、「今日ノ外患ハ元寇ノ例ヲ以テ視ル可カラサルハ勿論ナルモ猶宜ク海ヲ絶リ是ヲ伐ツノ力ヲ蓄ヘテ以テ外国ノ覬覦ヲ防カサル可カラス<sup>(6)</sup>」と述べたように西欧諸国のわが国への進出に対する「航海遠略ノ策」があったことも前稿に述べた。

かくして成立したばかりの維新政権の蝦夷地対策は、もっぱら岩倉によってとりあげられ、すすめられていったのである。

すなわち慶応四年、慶喜追討の東征軍が保守派公卿、尾紀越前藩主等の征討阻止の動きを排してようやく進発し、かつ新政府の外交が攘夷派の激烈な反対を排して攘夷から開国和親へと急転し、騒然たる状況下によく外国使臣の朝見に漕ぎつけ、天皇親政の形がととのいはじめた頃、三月九日、二条城に移ったばかりの太政官代に天皇が親臨し王政復古とともに定められた三職<sup>(7)</sup>に、かねて少壯公卿たる高野保健・清水谷公考から提出(日付は二月二十七日)されていた蝦夷地開拓と鎮撫使派遣の建議<sup>(8)</sup>が諮詢されたのであった。

この建議は蝦夷島が徳川氏の支配下にあり、人心の向背計く難く、かつロシア人の蚕食のおそれもあり即刻鎮撫使の派遣を勅許すべき事、また土地からの收税による軍費の調達も可能であるとし、鎮撫使の警衛旅費の仕度についても言及したものであった。

この九日の諮詢の議事の詳細は判然としないが、岩倉は議定分掌副総裁として會議に臨んだのであり、春嶽私記によると會議終了とともに「上下精勵之御褒詞岩倉卿読渡シテ酒賜饌之<sup>(9)</sup>」とあり岩倉が會議を主宰したことが推察され

よう。そして鎮撫使派遣の事はこの会議で決定したものとみられ、十日にはただそれを派遣する時期の遅速が諮問され、十二日を限って三職に上答を命じたのであった。<sup>(10)</sup>

以下三職の上答を検討すると、上答のあったものは、当時の議定二十八名中十名、参与七十七名中二十五名、計三十五名であった。

岩倉と三条に上答がなかったのはかれらが議案の提出者だったものとみられる。

上答の内容は多く低調をきわめていたといつて過言でない。なかでも公卿中、攝関家の家門にあった議定近衛忠房は、「蝦夷地開拓之儀鎮撫使被差立候遅速之事何等之見込モ無之候可然御取計被存候也」と、鷹司輔熙は、「蝦夷地開拓之儀所存無之候へ共鎮撫使被差立候遅速之儀難申候猶衆議之上可被決存候事」と述べ、このほか萬里小路博房は、「蝦夷地開拓之事情不案内候間不弁可否以群議宜在聖断」と述べ、旧上層公卿の上答には事態に対する我不関焉の態度、ないし審議に対する白眼視とも読みとれる上答をおこなっている。<sup>(11)</sup>

そして、このように「何等之見込モ無之」(近衛忠房)「何之所存モ無之」(鷲尾隆聚)、「得失之儀へ何共難申上候」(松室豊後)、「別段所存無之候」(三条西季知)と自ら見解を述べ、ことを放棄している者は十八名にのぼっている。また鎮撫使派遣を「至極重疊之御儀ト奉存候」(白川資訓)、「至当之御儀ト存候間速鎮撫使被差向可然存候乍去蝦夷境界之事ニ候得ハ御人撰肝要ト存候自余見込無之候事」(中御門経之)「至当之御儀ト存候就テハ得ト御人撰之上鎮撫使被差向可然儀ト存候遅速之儀ハ何分不心得之上可及言上見込モ無之候」(長谷信成)などと鎮撫使派遣をただ鵜飼返しに至当とする者が九名にのぼっている。<sup>(12)</sup>

このように、三職の上答はおおむね内容空疎にして、従来北辺に関心あるものの間に繰り返された常識的な論策を超越するものがなかったのであり、<sup>(13)</sup>折角幕府政治および攝関制度を廃止し、天皇親政を標榜して、「公論を以大政を議

せら<sup>(14)</sup>るべく「摺紳・武弁・堂上・地下之無<sup>(15)</sup>別、至当<sup>(16)</sup>之公議ヲ竭<sup>(17)</sup>」すはずの三職の制度を設置し、諮問がおこなわれたにもかかわらず、いわゆる公議輿論の内容が低調をきわめた事は、新政権の担う課題の重大さとその実現の困難さを知る岩倉等にとって隔靴搔痒の感を禁じ得なかつたのではなからうか。それとも、岩倉にとっては三職への諮詢そのものが、政策の協賛を求めたもの、ないし政策執行の制度的正当化を求めたものに過ぎなかつたのであらうか。<sup>(17)</sup>

また参与中、雄藩藩士出身者たる西郷・大久保・木戸・後藤(象二郎)・中根(雪江)等の上答がないのは機会を与えられなかつたのか、怠<sup>(18)</sup>つたのか明かでないが、新政府の施策の実質的決定が三職の制度の中ではすすめられなかつたとみることができよう。

越えて三月十九日、高野保健・清水谷公考は先の建議にもとづく再申書を提出した。それは七ヶ条にわたるかなり長文の文書で、蝦夷地開拓の具体策を述べたものであり、その内容は、

一、蝦夷地開拓を諸藩に布告し、積年蝦夷地に関心をもつてきた有志者を自由に同地に移住させ、かつ大坂敦賀等に会所を設置する事。

二、全島の処置について見識をもっている諸藩有志の輩を人撰挙用すべき事。

三、鎮撫使の赴任の場合、松前藩は協力するものとみられ、徳川家の(蝦夷地における)人数もさして懸念するに及ばず、会津庄内藩士のほかは鎮撫使に異存をもつとはみられぬ事。

四、ロシア及び諸国に対しては親交を結び、ただ大事件の場合には何を立ててから処置すべく、また境界の問題については、かねて両国人の雑居を定めた仮規則は不当なものであるが、これまで徳川家に大政を委任してきたいきさつもあり、朝廷に伺うと名目を立てて返答すると応接(例のぶらかし策の踏襲)し、奥地開拓をおこなう事。また在留外国人(英国人ブラッキストンを指す)等の航海等の諸術を積極的に利用し、やがてロシア人に対

処する事。

論  
五、箱館の処置がついたならば、要害の地石狩を根拠とし、旧来の因循姑息な風習を一洗し、蝦夷奥地開拓を積極的にすすめる事。

六、北地（樺太）の雑居規則については今更議論をしても仕方なく、只管開拓をすすめるべく、有志の輩に命じて、東北（ここでは蝦夷地の東北の意味か）奥羽の経営をすすめさせること。樺太の富内・久春古丹などには内外の趣意を弁えている人々に命じて漁夫等を多数入植せしめる事。

七、二八運上（二を公に運上、八を私にする）の法にしたがい（暴利を収めさせぬよう）請負人を廃止し、蝦夷地へ出稼の者を定住させて経営をすすめれば開拓は急速に進むであろう。しかし（請負人ないしその支配下にある）松前箱館各地の町人共が困却のあまり異論立ててくるような方法を避けて情理に戻らず人心悦服するような方法をとるべき事、また兵法訓練物産学を講究し人心を鼓舞すべき必要はあるが、下々は安静を本とし、私財をもって経営をおこなっているのであるから軽卒に取り扱うべきではない事。<sup>(19)</sup>

となつてゐる。そして両脚は蝦夷地に対し周到な配慮をもつてゐることを述べ、万一失躰を生じた場合にはいかようの処罰をも甘受することを附言したのであつた。

その後、二十五日午後、岩倉は上議事所に三職と新たに徴士の列座を求め、再び蝦夷地開拓について策問をおこなつた。議案は三ヶ条にわたり岩倉から提起されたが、それは、

第一条 箱館裁判所取建候事

第二条 同所総督副総督参謀等人撰ノ事

第三条 蝦夷名目被改南北二道被立置テハ如何<sup>(20)</sup>

となつてゐる。この席での三職の答議（この会議では文書による上答という形式をとらず口答の形式をとつてゐる）は相変らず鹿爪らしく低調なものであった。たとえば「重大ノ事件至要ノ人撰即チ頓ニ難上候」（晃親王）、「蝦夷地ノ儀ハ重大ノ事件ニ付御人撰第一ト存候余別ニ見込無之候」（中御門経之）、「何モ別考無之候」（毛利元徳）等々。そして会議の時間の多くは第三条の人事について論じたものとみられ、議定鍋島直大が「開拓ハ第二儀トシ先ツ裁判所御取建テ総督参謀御挙被為在基礎ヲ被立置且任撰其人ヲ得候ハハ開拓ノ仕方可相立ト存候」と述べてからは人事をめぐる意見の応酬が活発となつた。これには具体的な人物推挙の背景に、蝦夷地開拓の主導権をいかなる勢力が占むべきかを意識した思惑が介在したからであつた。これを分類すると、

一、朝臣であり建言者である高野・清水谷二卿を推す者（應司輔熙）

一、仙台・加賀等雄藩藩主に委ねるべしとする者（松平慶永・十時攝津）

一、大藩の経営では困難であるとし（木戸孝充）人材の登用、ことに蝦夷地に対し積極的関心と知識および同地での生活経験をもつ有識処士などの登用をはかろうとする者（神山左多衛）、又大体この考えをもとに松浦多気四郎（武四郎の事）を大久保利通が、岡本文平を井上石見が、内山龍助を木戸孝充が推している。

このように意見の岐れを三つに分けることが可能なのは、この三職の内部に、実際には公卿・雄藩藩主・下士出身藩士（クーデタの画策者）の意見なり勢力の対立があることを示してゐよう。

当時、これら諸勢力は極めて不安定な流動的政治状況下に、絶えず自らの勢力を伸長ないし保持しようとしていたものであり、蝦夷地開拓というイシューをめぐるもそれがどの勢力の主導するところとなるかは勢力対立の力関係を動かすものであつたとみられる。

ところが三職の制度は汎く公議を標榜したものであり、この制度は統一ある新政府の国是を決する中枢として設定されたものであった。また新政権が対外的に国民的独立を標榜する限りは、勢力争いの露呈を避けねばならず、列臣の諸公は対立の中にもこの点を意識する最少限の配慮を怠つてはいなかった。結局箱館裁判所の人撰は総督を嘉彰親王に（但し直ちに辞す）公卿清水谷公考、藩主土井能登守利恒を各副総督とし、薩藩の処士出身者井上石見を徴士内国事務局判事に、阿波の処士岡本文平を同権判事に、その他有識処士を徴士内国事務局検判事に登用したのであり、いはゞ各勢力の連合体、三職制度の地方ミニチュアが出来上つたのであった。

ところで、前述の三月九日の二条城における三職諮詢會議と同月二十五日の上議事所の三職徴士列座會議をひとしく低調と述べたが、後者の會議の雰囲気にはかなりの相違がうかがわれぬこともない。さきの會議の公卿・雄藩藩主の我不関焉ともとれる上答ぶりに対し、二十五日の會議には大久保（参与）・木戸（参与）・井上（徴士）等、維新革命の立役者達が出席しており、かれらが蝦夷地対策について、注目すべき意見の一端をのぞかせたことである。たとえば木戸孝允は次のように述べている。

「大基本被立置度ハ（蝦夷地開拓着手を指す）鍋島侯ノ御論ノ通ニテ右任撰得其人ノ上拓地育民ノ工夫可相立大藩へ被命候儀ハ如何成藩ノ力ニテ開拓ハ難カルヘシ但人材ヲ網羅シ其地ニ棋置シ眼前ノ利ヲ不計当今其地ヨリ歳入スル所ノ金ヲ以テ費用ニ給シ精々墾拓ニ力ヲ盡シ可然ト奉存候」と、また岩倉から「魯西亞ノ応接ハ如何哉各国同様ニテ宜敷候力」と直接意見を求められ、「隣境ノ譯柄モ有之候へ共条理上ニテハ同ジカルベシ」と即答している。

けだし維新革命の同志として、岩倉と木戸が密接に連携したことは周知であるが、木戸の発言が岩倉にとって、公卿諸侯のそれをきくのはひびきを異にしていたことは当然であろう。

事実、木戸が蝦夷地の開拓経営を雄藩に委ねるだけでは進捗せぬこと、抜本的な人材の登用と眼前の利に追われぬ

計画的な投資が必要なことを述べたことは、蝦夷地の開拓経営が幕藩制下の閉鎖的・割拠的な秩序の下ではもはや進捗せぬこと、したがって藩制度を解体し、身分的障壁を撤去し、国家的規模での強力な統治と財政を成立させる方向をすでに示唆するものであった。

また岩倉が蝦夷地に、わが国がその開拓策を講ずる以前に、蝦夷地の帰趨そのものをおびやかすとかれが焦慮していたロシア帝国に対し、いかなる仕方でも応接するかを前述のように木戸にたたくみかけてたずねているが、これは木戸にとつても関心事だったとみられる。

なお維新政権成立の当時、西欧諸国に対し、いかなる外交をもつて臨むかについて、岩倉・大久保・木戸等の見解はほぼ一致していることであつた。すなわち、基本的には攘夷の発想にちなる航海遠略の策を包かいしつ、当面国力の充実につながる開国和親の外交を執ろうとしていたのであつた。それゆえにわが国を「……外国交際之儀者守内之公法を以取扱可有之……」と、これに反対する素朴な攘夷論を抑えてまでも国際社会の中に地位づけて国際法を遵守しようとしていたのであつた。

しかし岩倉はこのような外交策を、ロシアに対し適用して果して事足りるかという点で、強い矛盾を感じていたのであろう。(しかもロシア帝国の動きについては情報に乏しい新政府にとつて、イギリス公使パークスの情報はかれらを一そう憂慮させることになる。またパークスはロシア帝国が北海道に対しても実際に領土的進出をすすめるのではないかという疑念にとらわれている人物であつた。)

このようにして、理屈っぽい人物とされた木戸も条理としては、宇内の公法をもつてロシア帝国にも適用するとしながら、国境を接した同国との関係に岩倉同様強い危惧を抱いていたとみられる。

このような考えをもつ岩倉や木戸にとっては三職会議における公卿藩諸侯の上答や意見は陳腐以外の何物でもな

かつた筈である。その点では藩士、下級武士達の蝦夷地に対する熱意と意見は極めて積極的なもので、清新の氣に溢れていた。

たとえば越前藩士中根雪江は会議のしばらく後に次のような見込書<sup>(28)</sup>を議事所に提出している。すなわち、「蝦夷地開拓ニ付テハ先ツ公卿方ノ内ニテ開拓御篤志ノ御方ヘ御掛リ被命度此御ハ御生涯ノ精力ヲ蝦夷地ニ可被盡御立志ニテ追々其筋ノ書類ハ素ヨリ其間ノ巧者ヘ飽迄御講習被爲在度擬又外ニ大諸侯ノ内ニテ蝦夷奉行被命此諸侯モ右公卿ト同様家臣モ共ニ十分ニ心力ヲ盡シ是非成功ヲ期シ候様有之度候此根底御確定ノ上鎮撫使ト反覆御討論ニ相成ドコ迄モ朝廷ニテ御後援被爲在候様ノ御廟算相立候上御発遣ニ相成候ハハ可然哉ニ奉存候当時御一新ノ機会ニ任セラレ唯一ト手ノ鎮撫使而已御指立ニ相成候テハ御成功無覺束而已ナラス魯西亜人雜居ノ土地ニテ候ヘハ却テ後害ヲ醸シ候様ノ儀モ可有候歟ト顧念仕候右ノ外異存無御座候以上。」と述べている。

中根は三職会議における公卿雄藩藩主の間の意見がとかく一致しにくかったことを憂えたもので、鎮撫使の派遣についても公卿を唯一手から選ぶのではなく、公卿諸侯の力を結集して蝦夷地開拓をすすめるのでなくては成功は覚束ないと説いたのである。この主張はすでに旧式な公武連合による国家的な力の結集を説くのみで国家的統合が社会体制の改革を踏まえねばならぬという視座を欠くわけだが、一応外圧の危機の深さをとらえたものであった。

また井上石見は、四月十日、木戸を通じて、次のような建言書<sup>(29)</sup>を提出した。それは、「蝦夷開拓ノ事ニ付器械ヲ製造シテ人力ヲ省略スルノ策急務ト奉存候旨言上仕候処其策如何ト更ニ御下問ヲ蒙リ不顧愚計兼テ書取ノ儘奉呈上候。

蒸氣器械ハ俄ニ製シ難ケレバ先ツ水車ノ一事ヲ以テ考フルニ中等ノ車ニテモ六十臼ヲ春クノ故ニ一臼一人ノ勞ニ代レハ六十人ニ当ルノ理ナリ我國民ノ大数凡四千万人トスルトキハ一日二十万石ヲ食ス一人ニテ五斗ヅツ春クニシテ一日四十万人ニ及フ試ニ右ノ四十万人ニ雇錢ヲ与フルト見ルトキニ幾多ノ失費ナルヤ其外酒造ニ用ユル処ノ米穀を加フ

ルトキニ弥莫大ノ事ナルベシ国財ノ本ヲ計ルニハ遠ク□ニ眼ヲ着サレバ天下ノ富強ハ爲シ得ザルコトハ必然ナリ假令ハ井中ニ梯子ヲ下シ水ヲ汲シムル家アラン誰カ是ヲ見テ愚トシ何故ニ井戸車ヲ用ヒザルヤト怪ミ問ハサルコトヲ得ンヤ世人カカル一家ノ小費ハ悟リ易ク顯然タル国土ノ洪費ヲ厭ハサルハ歎カハシキコトナレハ皆一家ノ雇夫ヲ見ル如ク一国ノ人民ヲ愛惜シ追々器械ヲ以テ成シ得ル限りヲ極メ無益ニ人力ヲ費ササル様遠大ニ思慮ヲ尽サハ国家富強ヲナスコト何ソ難カラシヤ

右愚意ノ概略ニ御坐候然ル処是迄一家生業ノ爲ニ水車ヲ営ムコトナド願フ者有之候テモ地所等ノ故障ニ事寄ヒ賄路ヲ得サレハ許サザル者有之哉ニ承リ候

右等ノ者天下ノ大益玆ニ出ルコトヲ知ラザルハ勿論ニ候得共以來右ニ不限願意ノ筋ハ公私輕重御勘弁ノ上国家有益ノ事ハ速ニ御差許ニ相成度尤モ下ノ願ヲ不被爲待官府ノ御許ニテ十分御手ヲ被着候ハハ此上モナキ御事ト奉存候謹上敬白。」となつてゐる。文中、技術器械ヲ駆使しようと説いたのは、西洋の近代文明を「器技之工芸術之精は彼より取り候様」として技術の学としてとらえ、それを積極的に利用しようとする有識者を輩出してゐた当時、あえて刮目するほどのことではなかつた。

しかし実際に蝦夷地開拓と器械の利用を結びつけ、「国財の本」を計り殖産興業をもつて、天下（ここでは国家）を富強ならしめようとした点は、井上の猷策に従来の農業植民開墾策の域を出なかつた蝦夷地開拓論を超えた識見をうかがい得よう。

しかも新政府はこのような藩士、下士、処士達の意見を積極的にとりあげようという姿勢を示してゐた。このような建言に対しても（井上の場合は当時すでに徴士であり政権の中樞に近く、その一月後、参与となつてゐるのだが）、「右建言ノ如ク工ヲ省キ国財ヲ殖スルノ策於 朝廷ニ速ニ御採用可被為在候間是ノミニ不限総テ 皇基ヲ固クスル経

論ノ策ハ御施行可被遊 思食ニ候条上下一同深ク相心得願意ノ筋有之者ハ無懸念可申上様被 仰出候事<sup>(30)</sup>、と王制復古令中の「言語之道被洞開」と「人材登庸」の機会が開かれようとしていたのである。

以上のような審議建言を経て、四月十七日<sup>(31)</sup>、蝦夷地に対する新政府の統治方針はほぼ決定した。それを覺書<sup>(32)</sup>による

一、箱館裁判所総督へ蝦夷開拓ノ御用ヲモ御委任有之候事

二、追テ蝦夷ノ名目被相改南北二道ニ御立被成早々測量家ヲ差遣山川ノ形勢ニ随ヒ新ニ国ヲ分チ名目ヲ御定有之候事

三、列藩ヨリ土地開拓ノ事等相心得候者於朝廷御借リ上ケ被成尽ク総督ノ管轄ニ相成現地ノ形勢情実得卜御詮議ノ上次第被爲立候テ御手下シ可有之候事

四、從來蝦夷地探索其形勢情実相弁候者御召出ノ儀勿論ニ候猥リニ浮浪ノ徒ヲ遣ヒ候儀ハ不宜候事

五、從來蝦夷ヨリ出シ候諸税蝦夷地開拓ノ入費ニ相用屹度開墾ノ目的相立候迄ハ他ノ入用ニ不致候事

六、開墾ヲ相望候諸候有之候ハバ御詮議ノ上土地御渡シ被仰付開墾ノ目的相立候上ニテ檢察イタシ相応ノ貢税朝廷へ相納候様被仰付候事

速ニ利ヲ求ス眞ニ废物ヲ興スノ御主意ニテ開墾ノ目的相立可申事

七、サウヤ辺カラフトへ近ク相望候場所ニテ一府ヲ被立置度候事

八、蝦夷地開拓ノ規模大略相立候上ニテ北蝦夷開拓ノ手段ヲ被爲尽度候事

以上  
 となっている。この覺書は建議書の提出、諮詢、上答、再申書の提出、再度の三職會議と凡そ五十日にわたる蝦夷地

開拓をめぐる審議過程の集大成ともいふべき内容を備えたものであった。それは、(1)蝦夷地開拓に知識と経験をもつ人材を積極的に登用する事、(2)ロシア帝国の南下進出に備えて樺太に近い場所(石狩)に府を設けて経営をすすめる事、但し、北蝦夷地の経営に着手する前に蝦夷地(北海道)開拓の経営規模をすすめる事とし、かつて徳川齊昭が北地の開拓を口地の開拓に優先させるとした攘夷的開拓策を撤して、新政府がわが国の国力の限界を知るがゆえに、これもかつて箱館奉行堀利熙が主張した口蝦夷地からの開発の策を踏襲し、ロシア帝国との奥地における摩擦を回避しようとした事、(3)蝦夷地の収税をもっぱら開拓にのみ支出するという点で木戸孝允の意見が採用された事、(4)しかし藩制的規模での経営では開拓が渋滞するとみた木戸の意見にもかかわらず、幕藩制を社会的基底としたままその上に成立したばかりの維新政権が朝権の支配を強化しつつなお諸侯への土地下附という旧制度を使って開拓を一時すすめるを得なかつた事を内容としていたのである。

かくして、慶応四年閏四月五日、朝廷は清水谷公考を箱館裁判所総督とし、<sup>(33)</sup>「蝦夷全島政務一切御委任に相成候間機宜見計無二念尽力可有之候事但内国非常ノ大事件並ニ魯西亜交際中非常ノ大事件ニ至テハ伺ノ上所置可有之候事」と達し箱館裁判所の施政が定つたのであった。

他方、ロシア帝国に対しては、一応、開国和親を標榜する新政府は、閏四月十四日、清水谷公考の名をもって魯国<sup>コンシュル</sup>元首に<sup>(34)</sup>対し、「以手紙得御意候自分共儀此度箱館裁判所総督被命彼地へ罷越候ニ付此段爲御按内如斯御座候」と裁判所の設置を通告したのであり、それはこのことを、ロシア国政府に了承することを求めた意と解される。

以上、蝦夷地開拓の建議から箱館裁判所設置の具体化までおよそ三ヶ月、新政府の蝦夷地対策が内乱の渦中でもっぱらロシア帝国の進出を念頭において論ぜられた事、そして岩倉や木戸・大久保等がロシア帝国に対峙するに航海遠

略の策を構想しつつ、それゆえに蝦夷地の急速な開拓をのぞみつつ、なお国力を結集してそれをすすめるには現存する旧制度の桎梏に焦慮していた事、したがってこのような国力の限界を知るゆえに薄氷を踏む危惧をもって摩擦を避けながら開国和親の外交をロシア帝国に対しても模索しようとしていたことを知り得よう。

この間、岩倉木戸等政権の上辺に立つ政治指導者達にとって、蝦夷地開発に協力を期待しうるひとびとは下級藩士、有識処士層の中にあつた。これらの下士・処士達の中には、蝦夷地を探查し、北辺におけるわが国の地位の危機を知る者がいたがその北地に対するパトスは北地の状況への知識欲に昇華されて、一途な攘夷論に駆られることを免れえた。その点ではかれらの北地への関心そのものがすでに鎖国的視座に急進的攘夷論から解かれていることを意味する。かれらはまた幕藩社会のアウトサイダーではあつたが体制の批判者改革者としてよりも、むしろ蝦夷地の専門家として世に立つことを望んでいた。その点では岩倉・木戸のごとく御一新を自ら策しすめたひとびとと異りかれらははからずも「御一新」の機会にめぐりあつたにとどまる。そして御一新は「旧弊御一洗ニ付言語之道被洞開候間、見込有之向者不拘貴賤無忌憚可致献言、且人材登庸第一之御急務ニ候故、心当ニ有之候へ、早々可有言上候事。」とかれらの蝦夷地に対する知識経験を活用しようとし、また実際にかれらを登用して蝦夷地の実際の開拓経営を委ねたのであつた。

かくして蝦夷地ではこの維新期の一時であるが、それに関心と抱負をもつ処士層の前に明るい活躍の機会が開かれたのであつた。しかしこの明るさは後述するように東の間のものに過ぎなかつた。

(1) 当時、幕府が北蝦夷地に関心をもちつつづけていた背景には、フランスと幕府との間にレオンロツシユ公使からわが国に借款を供与する代りに樺太島の鉱山採掘権を譲渡させる提案をかねて幕府がうけており、慶応三年八月には樺太越年の経験をもちつ外国奉行兼箱館奉行の栗本鯤(鋤雲)が使節としてその商議に渡している事情がある。幕府がロシア帝国の南下進出による樺太の領土的

喪失を阻止するためにフランスの力を借りるとか、仏露の対立に期待をかけようとする考へが多少なりともあつたのではあるまいか。

なお当時、蝦夷地（樺太・千島列島・北海道）をめぐる列国の関心は極めて強く、ロシア帝国の樺太南下は北太平洋日本海域を制するイギリスをしてロシアの領土的進出が北海道にも及ぶのではないかと危惧の念を抱かせたのであつた。イギリスはまたフランスの対日政策に警戒を払っていたが公使館通訳アレキサンダー・フォン・シーボルトが公使パークスの承諾を得て渡仏、栗本鯤の渡仏後の動きを探知し、英国次官ハモンドに送った報告書の一節に「栗本は、サガレンに於ける鉱山採掘を仏国人に委ねんとすることに關し、或種の提案を齎したといふ事である。この島の主権に就いては、南下に専念しつつある露国との間に、懸案の解けぬところで、最近、日本使節小出大和守は、露部に於いて、依然、この島を現状の下に置く旨の協約に調印し、露国人は益々南下の勢を逞しうしてゐるのである。」と記されている。（引用は大塚武松「幕末外交史の研究 三二五ページ」）以上イギリスがロシアの蝦夷地進出、フランスの同地に対する関心に警戒を払っていたことの一端がうかがわれよう。

この後、蝦夷地に対するイギリスの関心はとみに深まり、パークス公使は成立したばかりの維新政府と提携しながら、ロシア側の動きを海軍をつかつて調べ、蝦夷地に対する対策を講じようとした。この点、岡義武「黎明期の明治日本」四、明治初年の「蝦夷地」とイギリス、参照。

(2) 復古記 榑原政敬家記 河野常吉写本 箱館裁判所設置関係書類

文中、土井能登守とは越前大野藩主土井利恒、酒井鉦次郎は安房勝山（可知山）藩主酒井忠美を指す。新撰北海道史第二巻通説一によると、北蝦夷地では松前藩治下に巨商伊達林右衛門・榑原六右衛門が場所請負人として漁業経営をすすめており安政三年幕府直轄後も事業を継続したが同年以後樺太東海岸と西海岸ノタサン以北を幕府直捌地とし、越後の大庄屋松川弁之助に内諭し同人を差配とした。幕府としては松川の出資を得て直捌に着手したものとみられるが、事業は失敗し、元治元年から伊達・榑原両請負人に事業を委ねた。

酒井鉦次郎は文久三年より松川の経営地の奥、シツカ地方の漁業経営を幕府から委ねられたが辛うじて明治初年まで事業を維持しえたにとどまる。

土井能登守は安政五年西海岸ライチンカからホロコタンにいたる数十里の地を幕府から割渡され、六年からウシヨロを根拠地として数ヶ所に漁場を開いた。しかしロシア人もその南クシュンナイに來住し、土井家の割渡地に出没するにいたつた。

万延元年五月土井家では財政窮乏とロシア人との摩擦を避けるという理由で幕府に返地を出願したが幕府はこれまで引渡した土地は領分同様たるべしと慰諭し返地に応じなかった。

以上、幕府としては安政の蝦夷地取収直轄以後北蝦夷地の開発経営に関心を払い、有志者の援助による直捌経営をすすめたり、諸侯の「出稼」をすすめたが子期した成果は得られず却つて幕府（特に箱館奉行）がしばしば廃止しようとして果たしえなかつた取奪の場所請負経営が事実上はびこっていたのである。請負人が内地から移住者を迎えることを妨げ、原住民を酷使し、わが國に對する住民の離反を招いたことは前稿参照。

- (3) 幕府が大政奉還後も内政外交における政治の主導権を把持する決意をもっていたことは、十一月頃慶喜のために西周が起草した「議題草案」中「政府即ち全国の公府は、公方様即ち徳川家之御当代を奉<sub>レ</sub>尊奉<sub>一</sub>而是か元首となし、行法之権は悉く此権ニ属候事」から、また十二月十六日、慶喜がフランス公使ロッシュから示唆をうけたともいわれている列国公使と会見の際の、「諸侯公議決スル迄諸事従前通り政權ヲ執行スベキ」（羽仁五郎 明治維新史研究三四六ページ）と告げたこと及び「依然、外交は旧幕府に於て処理すべし」（大塚武松 幕末外交史の研究二七九ページ）と述べたことから明らかである。

- (4) 遠山茂樹 明治維新 一九六〇年 二〇九ページ。

- (5) 岩倉公実記 上巻 一一〇三ページ。

- (6) 同書 中巻 二四一ページ。

- (7) 三職の制度は王制復古の号令の中に定められている。但しこれは慶応四年正月十七日、三職七科に、二月三日、三職八局に改められた。なお岩倉は慶応三年十二月九日、洛外蟄居を解かれ復飾参朝、王政復古令渙発の立役者として活躍したが、復古令の職制では三職中地位の低い参与に就任したにとどまる。しかし二旬を出ず十二月二十七日には三条実美とともに議定に昇任、翌四年一月九日には総裁局中の副総裁にこれも三条とともに就任した。三職そのものには副総裁は置かれなかつたが、実質的には三職中の副総裁であつたとみられ、当時の岩倉への公式書信は副総裁御中となつている。蝦夷開拓諮詢の頃の岩倉の地位は総裁熾仁親王を措くと、名実ともに維新政権の頂点にのぼっていたのである。

- (8) この建議書は慶応四年二月十七日の日付をもつて、高野保建、清水谷公考が連署して朝廷に提出したもので、以下文面は、  
蝦夷島周囲二千里中徳川家小吏之一鎮所已無事之時モ懸念御座候処今般賊徒御征討仰出候ニ付テハ東山道往來相絶シ徳川莊内等之者共彼地ニ安居仕事ハ難相成島内民夷ニ制度無之人心如何當惑仕候儀ニ有之ヘタヤ不軌之輩御坐候ヘハ竊ニ賊徒ノ声援ヲナシ可

申モ難計魯夷元來蚕食之念盛ニ候ヘハ此虛ニ乘シ島中ニ横行シ兼テ垂涎イタジ候北地ケキシロシ久春古丹等ニ割拠シ如何様之挙動可有之モ難計候ヘバ一日モ早ク以御人数御人撰鎮撫使等御差下ニテ御多務中モ閑暇為在候勢ヲ示シ御外聞ニモ相成候様仕度且漁魚之利モ夥敷場所ニテ御軍費之一助ニモ可相成候間乍不肖臣等ニ於テモ抛身命勉勵仕度存候、皇政復古之折柄右等之辺モ必定彼仰出儀ト奉存候得共寒暖之違モ有之内地ニテ二三月之延引ハ彼地ニテ五月又ハ一年之手後ト相成今年内ニ策略難相立候間何分早ク御採用相成様仕度奉存候此段去月以來議論仕居候儀ニ之有海水流漸之時節ニ相至候ヘハ魯人軍艦毎年久春内へ罷出候間当月中ニモ御差下ニ相成候様被遊度積リ警衛人数ハ有志之者共兼テ相約シ候分箱館諸所散在之者ヲ除テ現在二百人計軍艦共有之金穀之類ハ紀州江州等ニ於テ彼地ニ引合御坐候町人共尽力仕度内願ニ及候者多ク御坐候テ内々支度ハ粗調居候間何卒公論ヲ以即日御評決被仰付今般行幸被為在候已前ニ勅許ニ相成候様仕度奉存候猶巨細之儀有志之者共別紙差出候間宜敷御參考之程奉懇願候誠恐誠惶謹言

二月廿七日

保 建  
公 考

となつてゐる。内国事務局叢書、外国事務局筆記、河野写本 前掲書。

このような建議書が提出されたことは、阿波出身の処士、岡本文平(監輔)の熱意と画策に負うことが大きい。岡本は、かねて北蝦夷図説などを読み、北地のことに関心を抱いていたが、文久三年七月、樺太に赴いたのを手始めに、翌元治元年には再び渡島し、慶応元年には樺太全島を一周踏査越年し、ロシア人の勢力が年々強化され、彼我の形勢がわが国に不利に傾くことを憂えていた。慶応二年、岡本は辺境の危機を訴え、奥地経営を提唱するために江戸に赴いたがこの意見は幕府の容れるところとならなかった。そこで上京し、慶応三年正月頃から清水谷家に寄寓し、北辺の危機を京都の知識人志士に説きつづけた。十一月、岡本は「北蝦夷新志」を著したがこの本の序文に清水谷は岡本の志を賞揚しており、この頃すでに岡本と清水谷とは志を同じくしていたのではないか。また同じ頃、岡本は紀州出身の処士、山東一郎等と盟を結び、北門社を設け、同志を募つて北地のため尽力することを約した。王制復古の後、岡本は清水谷に「蝦夷島周二千里ノ地方ヲシテ無人ノ境タラシメテハ露人ニ口実ヲ藉シ回復ノ名ヲ失フニ至ランモ測ルベカラス、今日ノ急務ハ一日モ早ク箱館ニ赴キ天朝ノ詔命ヲ伝ヘテ全島人民ニ其ノ堵ヲ安シシテ動クコトナク後命ヲ待タシムヘシ」と説き、清水谷が岡本の熱意に動かされ箱館渡海を約したといわれる。かくして、清水谷は高野保健を嚆矢し、連署して書類を作り太政官に呈し、すみやかに北地のために鎮撫使を下向させることを請うたといわれる。これが前述の建議書であ

らう。その結果、清水谷は太政官から、岡本山東二人を帯同して出頭することを求められ、かれらは大久保利通・三岡八郎（由利公正）・井上石見らに北地の詳細を縷説したのであった。この間、およびその後も岩倉の腹心、井上石見はもつとも詳かに蝦夷地の事情を傾聴したといわれる。なお建議後、清水谷は岩倉、徳大寺実則にも陳述したものとみられ、岡本氏自伝によると「公（岩倉）カ言ニモ余ハ幕府ノ平走スルヲ待テ直ニ彼地（蝦夷地）箱館ニ赴クヘケレハ姑ク待タレトイハレタル由」と述べている。にわかには信ずることはできないが建議後、岩倉・大久保・井上らの間に蝦夷地対策が検討されたことは想像に難くない。

なお岡本の北地に対する関心の内容は、その「北蝦夷新志」に「蝦夷ヲ開テ、天下ノ人員ヲ融通シ、鯨寡孤独ノ輩ニ、其所ヲ得セシメンハ、内地ヲ安ズルノ第一急務ナラズヤ、而モ北門ノ鎖鑰トナリテ、外夷ノ胆ヲ破リヌレバ、永世北顧ノ患ナカルベシ」というようにロシアの進出を防止するための樺太植民開拓論ともいべきもので樺太に関する知識はともかく、必ずしも時流を抜く見識とはいへないのである。なぜならわが国を国家としてロシア国との間にいかなる外交方針を設定すべきかという基本的視座を欠くゆえに。

(9) 春獄私記、前掲箱館裁判所設置関係書類。

(10) 岩倉公実記 中巻 三四九ページ。

なお上答は岩倉（あるいは三条か）への書類の提出をもってなされたものの如くである。たとえば近衛忠房の上答書の宛名は副総裁となっている。

(11) 王政復古古令による摂関政治廃止まで鷹司輔熙は関白であり、近衛忠房は関白忠熙の子として朝議の最有カメンバーであった。かれらは旧幕府時代岩倉にとつて地位の開きはあつても、比較的近づきやすい公卿であった。しかし復古古令発布当時から議定にも任命されず、議定となつたのは岩倉の副総裁就任の旬日後であつた。

(12) 以上は箱館裁判所設置関係書類による。なお鎮撫使派遣について、やや積極的関心を示したものとみられるのは、嘉彰親王の「嘉彰モ右一条兼々懸念次第有軍艦金策等ノ儀速ニ行届候様過日來家來共へ申付此策行届候得ハ見込之趣可致建言覚悟之折柄豈因ヤ兩人ノ建言速ニ御採用皇國之大幸候」とか、（親王のかかる積極的な回答は、四月十二日に親王に対し箱館裁判所総督の任命が下る一因となつたものとみられる。しかし親王は直ちにこれを辞した。新撰北海道史）、浅野長煦の、「此度御一新之御場合 皇威海外万圀迄モ光耀仕候様被為在度程之儀ニ候得ハ素ヨリ我カ皇國中尺地モ王化ノ不蒙所御坐候テハ御不都合之儀ニ付開拓ハ当然之御事奉存候」、堤哲長の、「建言之者公平至当ニ存候乍恐御採用被御開拓被為在度奉存候元來魯人之蝦夷地ヲ侵掠セント欲スル事多

年ニシテ既ニ故人ヲ深憂スル処ニ候況ヤ我邦ト連続之地ニ候得ハ此ヲ彼ニ併吞セラレ候ヲハ後來大患之基ト相成候哉ニ存候所謂先スル時ハ人ヲ制シ後ルル時ハ人ニ制セラレ候格言モ有之候得ハ一日モ早く鎮撫使御差向可然儀ニ奉存候」と述べたぐらいのものであった。このほか橋本実麗が、さし当り賊徒(旧幕軍)と夷族に対処する鎮所の必要を認めつつもロシアに対しては、「魯戎蚕食之儀ハ有之間敷候哉既各國御和親被為在候上ハ聊モ懸念無之儀ト存候併彼地奥端有之端之方計此方ハ屬シ候様ニモ伝承候」と述べずでに締結されている雑居仮規則についての無知ぶりを示し、ただ一つ坊城俊章が鎮撫使派遣を時期尚早として、「内患ヲ掃イ後ニ能数千里之地ヲ開キ候然ルニ賊之巢穴未拔民心尚安カラ不ルニ深ク不毛ニ入り開カント欲ス寧不可ナラン不如 陛下断然御親征之儀ヲ被決候上ハ賊之巢穴抜ケ内民安ク然後鎮撫使ヲ被差遣候テ不遲ト乍恐奉存候」と朝議に反対するともみえる意見を述べているのが注目されるにとどまる。

これらの註の引用者をやや蝦夷地対策に積極的の関心ありとしたのは、「皇國之大幸」「皇威海外万国迄モ光耀」「我邦ト連続之地」「各國御和親」「内患ヲ掃イ後ニ能数千里之地……」などの語にわずかに国家利益の觀念がうかがわれるゆえ。

(13) 新撰北海道史 第三卷通説二 八ページ、九ページ。

(14) 「大久保利通文書」第二、大久保利謙編 近代史料 四五ページ。

(15) 王制復古の大号令、前掲 近代史料 四六ページ。

(16) 後年、岩倉は当時の人事がはなはだ意に滿たず、施政が渋滞したことを遺憾とし、廟堂の上立つ者の優柔不斷を戒めてつぎのように述べている。「丁卯(慶応三) 戊辰(慶応四明治元)ノ改革ハ事草創ニ屬シ人材登庸其精銳ヲ尽サス賢愚相殺雜シ施政ノ機関左支右吾スルヲ以テ政務稽滯ノ弊ナキ能ハス故ヲ以テ屢黜陟ヲ行ヒ其弊ヲ矯正セント欲スト雖議者或ハ云ク某卿ハ國家ニ功勞アリ其職官動カス可カラヌ又某氏ハ某ノ大藩ノ出身之ヲ排退セハ則チ藩情動揺ノ患アリ姑ク其職官ニ居ラシメテ無事ヲ謀ルニ如カスト此ノ如ク事ヲ処スルニ情ヲ以テシ朝官濫選ノ弊滋ス甚シシレ廟堂ノ上ニ立つ者優柔不斷ノ責亦免ル可カラヌ」。岩倉公実記 卷中 七二五ページ。

(17) 岩倉の三職に対する失望は前註、しかし公儀を講すべき三職の制度に対する岩倉の期待がいかなるものであったかは岩倉が公議ということをもどのように解していたかそれを検討することによって明かとなるであろう。その点で慶応二年、井上石見に示した時務策中に、岩倉は、「公論正義ヲ以テ國是を確定」することを当然としつつ、「先ツ朝廷ニ於テ確乎ト大目的ヲ一定スルヲ肝要トス其方法ハ上親王公卿ヨリ下其臣隸ニ至リ各意見ヲ録上セシムヘシ……尤聖上親ク御覽アラセラレ左右ラシテ之ヲ窺ハサラシムル

ノ叡慮ナルニ依リ封書ヲ以テ奏上スベシ云々ト記載シ此ノ如クナルトキハ各皆心肝ヲ吐露シ」と述べ、公議を「議論百出紛雜ヲ来タスノ憂アリ」として、「衆愚」に陥る危険を説き、朝廷の大目的を定めてから、(すなわち国家の目的をアブリオリに前提してから)、各所見を左右からの秘密を守るために封書をもつて奏上させることとしたのである。また公議が親王公卿臣隷に、後に武弁、地下を含めて、それらの層の意見までに限界づけただけであつて、全国の人民が意見を議するものではなかつたことを措くとし、ただ朝廷から諮問して、それに対する意見を下から上に徴するものとしたに過ぎず、公議の参加者が公開の議場で議案を反覆討論して、それが定立されるという議會制の重要な要素を欠くものであつた。

しかも、「各自ノ意見密封奏上スト雖自然世間ニ漏洩スルハ勢免ヌカレサル所ナリ然レトモ世間ニ漏洩スルハ大に可ナル所アリ」とし、本来あるべからざる朝議の秘密漏洩が、必ず起るであらうから、却つてひとびとを揣摩臆測せしめ、かれらの関心をもつばら朝議の内容を知ること集中させることになる。そして、その上で少数の人間の間で、秘密におこなつた熟議を伏せてその中の一人が、「廷臣誰々ノ論ト為シテ之ヲ密封奏上セシメハ世間ノ批判ヲ免レテ可ナラン」というのである。まことに維新における宮廷ターデタ陰謀の立役者にふさわしく、ひとびとを疑心暗鬼の状況に置きそれにつけ込むマキアヴェリスト岩倉の面目躍如たるものがある。かくして、岩倉にとつて公議とは実はそれと矛盾する秘密の政策樹立をいわゆる公議の名においておおいにかくす支配正当化の口実他に他ならず、ひとびとが公議を妥当とする限り、しかもその限度のうちでのみ必要なモノでしかなかつた。岩倉が真にコミットした価値は唯一つ、朝廷の「中興之鴻業」を達成することではなかつたのか。この引用はすべて岩倉公実記上巻。

(18) 再申書の原文は、

- 一、蝦夷開拓之儀諸藩へ御布告被 仰付有志者何時モ自由ニ令移住候得ハ積年彼地之為ニ苦心仕居候者多分可有之候間一同奮起イ  
タシ尽力可仕猶大坂敦賀諸処ニ於テ会所ヲ設ケ応援為致度存候
- 一、全島所置有志之者深見込モ有之兼テ約置候者ニテモ徴忠相貫可申ト存候尤モ一己之見ヲ主張イタシ候者ハ奇才異能有之候テモ  
妄リニ撰用仕間敷候得共猶御懸念被為有候ハ 諸藩有志之輩御人撰ヲ以テ可然御筆用被 仰付度存候。
- 一、鎮撫使御差下ニ相成候得ハ松前家ニ於テモ船路案内仕度由就テハ松前家着到之上ニ先箱館へ布告仕方可然哉徳川家人数ハ一同  
蓄財之為ニ罷越候族而已直ニ箱館ニ着船候テモ更ニ懸念無之社稷之為ニハ徳川家ヲ願候旨ニ無之様申居候輩モ有之等之者召出候  
得ハ箱館一局ハ必定瓦解イタシ可申増テ会津莊内ノ外ハ何レモ異存無之候間諸藩陣代等召出シ復古之御趣意相諭候得ハ難有御請  
可仕民間ニ議論イタシ候輩ニ至テハ勿論ニ存候。

一、魯西亜國並諸藩之儀ハ一切御趣意ニ相本ツキ是迄之通交易等仕税銀ヲ出シ規則ニ違背不仕候得ハ自他ノ差別ナク令親交度存候尤大事休ニ至テハ 伺之上宜令所置北地経界之儀萬一魯人議論於有之ハ一千年來本朝ニ相属候場所徳川家ニテ雑居ノ約ニ取極候ハ於 天朝存外之儀ニ候得共是迄令委任候廉モ有之猶 伺之上返答可致ト応接仕候ハハ奥地開拓之名義十分相貫可申ト存候箱館在留英人ブリツキストン有志之者ニテ終身彼地ニ居留仕度念願御座候由右等之者召使候得ハ自然航海等之諸術モ相聞ケ魯人ニ対候為ニモ宜敷存候。

一、箱館表所置相付候上ハ夷地巡見イタン自然石狩等之所ニ引移リ徳川氏因循姑息之風習ヲ令一洗奥地開拓之策ヲ運シ大義天下ニ相貫候様仕度石狩近辺ハ全島要害之地ニ御坐候由彼地ニ根拠イタン是迄客ニ取扱場所ヲ主ト変候得ハ早々開拓之功モ相立候道理ト存候

一、北地全島雑居之約ニテ今更議論仕候モ実ハ仕方無之只管開拓肝要ニ候間有志之輩ニ命シ東北奥羽地へ遣シ経営為致仕度尤東北ハ魯人滞在無之形勢宜敷場所ニ御坐候由早々所置為仕度存候富内久春古丹等モ内外御趣意相弁候輩ニ命シ漁夫等多人数繰込令指應度存候

一、二八運上之法ニ随ヒ請負人ヲ廃シ其地出稼之者共直様居住為致候得ハ俄ニ開拓之功モ相立可申由ニ候得共夫ニテハ松前箱館諸所之町人共大ニ困却イタン紛々異論相生シ却テ御煩ト可相成モ難斗候間士人建言之状ヲ察シ情理不相戻人心悅服候様所置仕度存候兵法調練旁物産学ヲ講究シ人心意屈不仕候様可令鼓舞ハ勿論ニ候得共何分安静ヲ本トシ下々私財ヲ以テ経営イタン候外ハ篤ト如勘考妄ニ挙動仕間敷存候。

右件々見込之有増奉建言候猶方略委細之儀著到之上 伺候様仕度存候成功ヲ急ニシ辺境ヲ開候ハ古人之明戒ニテ昔李唐玄宗之時都靈仙突厥默啜之首ヲ獲テ不世之功ト自負候尅宋璟賢相下シテ其功ヲ抑ヘ一年之後初テ郎將ヲ被授候得ハ靈仙即チ慟哭シテ死タリ宋璟之意実ニ辺ヲ被慮候儀境於臣等モ深慮能任候猶衆議ヲ尽シ勉勵可仕候間万一御失躰ニモ相成候様之義有之候得ハ如何様之刑典モ預 御沙汰度奉存候誠恐誠惶謹言

三月十九日

保 建  
公 考

内国事務叢書、前掲、箱館裁判所設置關係書類

(19) 請負商人のもたらした弊害については、すでに松前藩治下の天明期に、その苛烈な収奪ゆえに、わが国に対する原住民の離及を

招致し、ロシア人の招諭の志を有利とするとして、識者を憂慮させた事は前述。なおこの弊制に対する改革の動きの起源も古い。寛政十一年、幕府は松前藩領を収公直轄し、「是迄の通町人共計の取引にては彼是不正の趣も有之哉に相問候間此度は御直捌に相成」として場所請負制を廃し、漁場の直捌をおこなうこととしたが成功しなかつた。幕府にとつて一時にもせよ蝦夷地の経営に莫大な費用を捻出する余裕はなく、しかも巨資を有する請負商人の投機心、冒險心、組織、商才、船舶などなくして蝦夷地の経営は全く不可能であつたからだ。この後安政期においても請負廃止、直捌が唱えられたが、請負制は幕府吏僚の（寛政期の松平忠明から安政期堀利熙まで）対策いかにかわからず事実上、蝦夷地を経営する力をもつていたのである。いはゞ請負商人は蝦夷地経営と産物を占め、しかも本州との流通を完全に掌握し、衣食の総てを本州に依存していた蝦夷地住民の生存をも左右していた。

それゆゑ新政府は請負制の弊を知りつつ、財政的にほとんど零の状態では請負制を廃する能力はなかつたとみられる。否新政府自身、蝦夷地統治着手に箱館裁判所総督赴任の費用が「扈從の者が奔走して、近江の豪商で北海道で手広く事業をしてゐた珠玖左衛門等をして五萬圓を調達せしめ」（高倉新一郎「北の先覚」一二四ページ）、〔岡本氏自伝〕、「巻中」によると、珠玖清左衛門に三萬圓を調達せしめたとある。）と「町人共盡力仕度内願」（清水谷公考建議書）に依存せねばならなかつたのである。新政府は請負制を弊制と知りつつこれを妥協せざるを得なかつたのではないか。再申書にはそのような躊躇が早くもわかれる。

これに対し、松浦武四郎はかれの新政府に対する箱館赴任を目的とした狹官運動の際に取りまとめたものとみられる「明治元年京都滞在中所用蝦夷開拓基本献白ノ草稿」の中で、「蝦夷地周辺運上場所之儀此儀如何候哉元方通りにて（町人共請負を指す）御所置□附る哉又は西地運上屋東地会所御廢し出稼之者入次第に御移住被仰付取上ケ二分運上為成候哉其段も亦奉伺上候」と述べ、請負人の場所独占を廢し自由な「出稼」をすすめ、また「御開拓之御趣意実には不容易に御座候依而は元方通りにて何分御成功も抄取問敷候間土地諸大名に高に相応じ西海南海道之諸候には何程と割山陽畿内諸候へも何程山陰東山東海道関西之外分に北陸道之分何程次に奥羽之分何分増と里数御割渡相成候様仕度」と藩制的規模での土地割渡とその地の諸候の経営に期待したのである。

この場所請負制に対する批判に限つてみれば、松浦の見解は幕吏堀利熙のそれと変らない。否、堀の踏襲に過ぎない。請負制は全く自由な企業の開拓と、特権とは無縁な財、収入、に対する一定率の租税体系すなわち近代的税制の確立なくしては解体しない。かかる制度はその後も手を変え品を変え執拗に残存しつづけた。広義には「御用商人」「用達」「官有物払下げ」等すべて請負に通ずる語ではないか。

(21) 前掲書。

(22) 前掲、「明治元年京都滞在中所用蝦夷開拓基本献白ノ草稿」によると松浦武四郎は慶応四年閏四月頃、「以書付御開拓之御時柄第一は」の表題で、「蝦夷地之儀は周廻沿海之地のみ路筋有之其内地には一筋の路形も無之山中住居の土人共往来も川筋を小舟にて上下仕為事に御座候 依て累年私共苦心何卒西地地名石狩辺より東北トカチ辺北地モンヘツ辺テシホへ其山中土人村方の最寄に近  
 □□止宿場所□□一条之難道御開キ被為候事は山南山北山東山西之地御振分令為遊先以御開拓の御基本と奉存候左候へは其上は自然往来の旅人其他土人も足跡相ましまし追々山脈水脈共に四通八達の道すじも相開け奥羽北越辺より移住の農民も出参仕候事奏鏡に照らす候も顯然たる事に御座候左無候ては石狩以上トカチ、テシホ辺の水沢数十里の沃野數ヶ所有之事も誰一人見分仕候者無御座候間只開拓は名のみにて沿海些少の域のみに手を附候て無盡の沃野誰手始仕候者有之間敷誠に數ヶ敷御儀ニ御座候扱て私は□□年此儀  
 関東に於て開拓之御□節其地五度まで跋入土地実檢開方之查此儀第一其後何れともしかと胸算仕置候事に御座候間何卒右御急取立相成候様奉願上候左候は、新道切開之入費の儀は又々工風も仕置候間其等の仕法心当り□方へ御談試度奉存候依而別紙図面相添拝呈仕候間宜敷御周旋可被成候様奉願上候 謹言

と述べ北蝦夷地における山川地理風俗を詳述した「北蝦夷地山川地理取調図」十八折、「東西蝦夷日誌」十冊、「蝦夷年表」一冊、「近世蝦夷人物志」九冊の上梓許可を新政府に求め、また「今般 皇政御一新御聖業既に蝦夷地方に被為及就ては不肖私為徴士享判事職賜爵位草莽身……」と新政府へ蝦夷地の豊富な知識経験をもつて出仕する意志を示したのであった。大久保利通の松浦起用はかかる松浦の識見を蝦夷地開拓にとりあげようとしたものとみられる。かくして、松浦は閏四月箱館府権判事に登用せられ、二年開拓判官に任ぜられ、北海道開拓の区劃および国郡名の撰定をおこない、明治初年の北海道地方制度の創設に参劃した。

(23) 井上石見の岡本登用の主張は、先の蝦夷地開拓建議書の作成提出の際の岡本の識見をとりあげたものとみられる。また岡本の同志であった北門社のメンバー、紀州豪商の出自山東一郎や吉田復太郎、北川儀三郎なども登用されている。この外、勝海舟の航海術を修得したとみられる薩藩出身堀清之丞(基)、土佐藩出身小野淳輔(坂本直)、福井藩出身長谷部卓爾(辰連)や長州藩志士、堀真五郎、岩倉家との因縁をもつ巖玄漢などが登用された。これらの多くは処士、下級武士であり、北地に経験や関心を持ち、西洋技術を修得していた。新政府が標榜する「人材登庸第一之御急務」にふさわしい人物とみられたものであろう。(岡本氏自伝、北海道史人名辞典など参照)

(24) (25) (26) 前掲、箱館裁判所設置関係書類。

- (27) 岡義武 黎明期の明治日本、明治初年の「蝦夷地」とイギリス。  
(28)(29)(30) 太政官日誌、前掲、箱館裁判所設置関係書類。  
(31) 箱館裁判所の設置が確定したのは四月十二日で四条にわたる執達書が下附された。新撰北海道史、第三卷通説二 一一―一二ページ。  
(32)(33)(34) 前掲、箱館裁判所設置関係書類。  
(35) 大久保利謙編 近代史々料 四六ページ。

## **On the Formation of the Local Government in Hokkaido (2)**

Shyōsuke SHIMIZU

Asst. Prof. of Political Science  
Kitami College of Technology

This paper aims at the study of the formation of government policy towards Ezo (Hokkaido, Saghalien), in connection with the establishment of the Hakodate Local Government (Hakodate Saibanshyo) under the influence of the Russian Empire at the time of the Meiji Restoration.